

令和8年4月1日 から

公害防止の受付窓口が変更となります。

次の手続きについて、申請・届出窓口を市町（対象は12市町）から県へ変更します。

●大気汚染防止法

- ・ばい煙、粉じん発生施設の設置届出
- ・事故時の状況報告等

●ダイオキシン類対策特別措置法

- ・特定施設の設置届出
- ・事故時の状況報告等

●特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

- ・公害防止統括者選任の届出等
- ※騒音、振動に係る特定施設のみを設置する特定工場を除く

●水質汚染防止法

- ・特定施設の設置届出
- ・事故時の状況報告等

●瀬戸内海環境保全特別措置法

- ・特定施設の設置許可申請等

●広島県生活環境の保全等に関する条例

- ・ばい煙、粉じん、汚水等関係特定施設設置の届出等

変更となるのは、一覧の12市町です。

広島市、呉市、東広島市、福山市、三次市、庄原市、大崎上島町の地域については、引き続き、各市町へ申請・届出書等を提出してください。

※安芸郡4町は、引き続き、県（西部厚生環境事務所 広島支所）が申請・届出の受付窓口です。



広島県環境情報サイト
～エコひろしま～
マスコット「みゃんぼー」

変更対象地域		令和8年3月31日まで 受付窓口	令和8年4月1日以降 受付窓口
大 竹 市	大 竹 市	環境整備課	大竹市 廿日市市 西部厚生環境事務所 環境管理課 (廿日市市桜尾2-2-68 / 0829-32-1181)
廿 日 市	廿 日 市	ゼロカーボン推進課	
江 田 島 市	江 田 島 市	地域支援課	江田島市 西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課 (呉市西中央1-3-25 / 0823-22-5400)
安 芸 高 田 市	安芸高田市	社会環境課	安芸高田市 安芸太田町 北広島町 (安芸郡4町) 西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課 (広島市中区基町10-52 / 082-228-2111)
安 芸 太 田 町	安芸太田町	税務住民課	
北 広 島 町	北 広 島 町	環境生活課	竹原市 西部東厚生環境事務所 環境管理課 (東広島市西条昭和町13-10 / 082-422-6911)
竹 原 市	竹 原 市	地域づくり課	
三 原 市	三 原 市	生活環境課	三原市 尾道市 世羅町 東部厚生環境事務所 環境管理課 (尾道市古浜町26-12 / 0848-25-2011)
尾 道 市	尾 道 市	環境生活課	
世 羅 町	世 羅 町	町民課	府中市 神石高原町 東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課 (福山市三吉町1-1-1 / 084-921-1311)
府 中 市	府 中 市	環境衛生課	
神 石 高 原 町	神石高原町	健康衛生課	

変更に関する
お問い合わせ

広島県 環境保全課
Tel.082-513-2917

詳細については、県ホームページでご確認ください。

詳しくはこちらから⇒

広島県 公害防止 窓口

検索

